

令和7年度第2回尾張旭市環境審議会会議録

1 開催日時

令和8年3月12日（木）

開会 午前9時15分

閉会 午前10時30分

2 開催場所

尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室

3 出席委員（10名）

千頭 聡、谷川 誠、臼井 裕恵、半田 宝徳、古結 明男、永井 かよみ、
村松 正雄、山田 美和、鏡山 雅臣、水戸部 美保

4 欠席委員（2名）

岡村 聖、水谷 茂樹

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

環境課 森田 大輔、加藤 一民、西尾 亜弥

7 内容

- (1) 第二次尾張旭市環境基本計画年次報告書（令和6年度実績）に係る意見募集結果について
- (2) 令和8年度の重点取組事項について
- (3) その他

8 会議の要旨

| | |
|------|---|
| 環境課長 | <p>定刻となりましたので、ただいまから「令和7年度第2回尾張旭市環境審議会」を開催させていただきます。</p> <p>開催に先立ちまして、まず、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>第二次尾張旭市環境基本計画の冊子をお手元にお配りしておりますが、こちらは前回の会議同様、審議会閉会後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(配布資料確認)</p> |
|------|---|

| | |
|---------|---|
| | <p>なお、本日は、岡村委員と水谷委員が欠席されておりますが、委員12名のうち10名の方が出席され、尾張旭市環境審議会規則第3条第2項に規定する過半数の出席を得ており、会議は有効に成立しておりますので、まずもって御報告いたします。</p> <p>それでは、早速ですが、次第の内容に移らせていただきます。本日の報告事項は2件です。前回の審議会で御審議いただきました「第二次尾張旭市環境基本計画年次報告書（令和6年度実績）に係る意見募集結果について」と「令和8年度の重点取組事項について」でございます。</p> <p>それでは、以後の会の進行は、当審議会の議長であります千頭会長をお願いしたいと思います。千頭会長、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>本日は御多忙のところ、御出席いただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>さて、ただいま説明がありましたとおり、本日は「報告事項」が2件、事務局より提出されております。</p> <p>それでは、はじめに(1)「第二次尾張旭市環境基本計画年次報告書（令和6年度実績）に係る意見募集結果について」、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局（係長） | <p>報告事項の(1)「第二次尾張旭市環境基本計画年次報告書（令和6年度実績）に係る意見募集結果について」、説明いたします。資料1を御覧ください。</p> <p>まず、この年次報告書につきましては、令和8年1月7日から2月6日まで市ホームページへ掲載したほか、主要公共施設に配置し、市民の方から取組に対する御意見や感想、アイデア等の募集を実施しました。</p> <p>その結果、今回は1名のかたから3件の御意見をお寄せいただくことができました。</p> <p>意見募集の際には、「お寄せいただいた意見は、翌年度の年次報告書作成の参考にさせていただくとともに、その意見に対する市の考え方について、ホームページ等で公表します」としておりましたので、本日は、お寄せいただいた意見を御覧いただくとともに、こ</p> |

のことに対する「市の考え方」の案を作成しましたので、その内容について、御意見やアドバイス等をいただければと思います。

それでは、**資料1**を御覧ください。

左から、受付日、お寄せいただいた御意見、市の考え方の案を記載しております。資料は事前に御覧いただいているかと思っておりますので、要点について説明させていただきます。

1点目の御意見は、「行政活動における温室効果ガス排出量の削減について」です。尾張旭市では令和8年1月13日から開庁時間の変更が行われ、これまで午前8時30分から午後5時15分まで開庁していたところ、現在は午前9時から午後5時までとなっております。また、令和8年10月1日以降については、午前9時から午後4時までとなり、さらに開庁時間が退縮されます。このため、行政は、開庁時間の短縮を温室効果ガス排出量の削減につなげて考えるべきだという御意見です。また、市役所を含む公共施設の電力供給は太陽光発電をベースとし、行政活動は太陽光発電が行われている間に行われるべきであるということも、あわせて御意見いただいております。

この点につきまして、市といたしましては、開庁時間の短縮によって職員の時間外勤務が減少することは、たしかに行政活動における温室効果ガス排出量の削減にもつながるものの、あくまで副次的な効果と考えているとしております。そして、太陽光発電設備の設置については、尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、様々な課題等を踏まえたうえで、慎重に検討するとし、市役所庁舎及び市内公共施設で使用する電力については、再生可能エネルギーによる発電割合が大きい事業者から調達することによって、行政活動における温室効果ガス排出量の削減に大きく寄与できることから、環境性能も考慮した調達を検討・推進するとしております。

次に、2点目の御意見です。行政活動における温室効果ガス排出量は、複合災害の面からみても削減すべき、とのことでした。

行政活動における温室効果ガス排出量の削減については、先ほども挙げました本市の地球温暖化対策実行計画に基づき取組を進めているとしたうえで、災害時の活用を期待して、令和7年には共用車にPHEV（プラグインハイブリッド）車を導入する等、防災面での取組も進めているとしております。

最後に、3点目の御意見です。尾張旭市全体の温室効果ガス排出量を削減するために、『尾張旭市誌』の基本方針に則った取組を全体として進めていくべきだとの御意見です。

尾張旭市全体の温室効果ガス排出量の削減に向けては、望ましい環境像の実現のため、第二次尾張旭市環境基本計画において、市、市民・市民団体、事業者がそれぞれ取り組むべき内容について定めているところですが、過去の資料や現状のデータ等を把握しながら、近年、めまぐるしく変化する気候の状況にも対応できるよう、取組を進めていくとしております。

以上が、今年度の年次報告書に対する意見の内容と市の考え方の案でございました。いずれの御意見も市にとって大変貴重なものであることから、今後の取組の参考とさせていただき、改善につなげてまいりたいと考えております。

このため、本日は、ただいま説明いたしました「市の考え方」の内容について、皆様から御意見をいただければと思います。

なお、この資料については、委員の皆様からの御意見を踏まえて修正し、市ホームページを通じて公表する予定でございます。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から、「第二次尾張旭市環境基本計画年次報告書（令和6年度実績）に係る意見募集結果について」の報告がありました。

今年度は、1名のかたから3件の御意見が寄せられたということで、市にとって大変貴重な機会になったかと思っております。

このため、できる限り前向きに「市の考え方」を作成したとのことでしたが、この内容について、御意見や御質問、またアドバイス等ありましたら、ぜひ御発言いただきたいと思います。

| | |
|---------|--|
| 鏡山委員 | <p>内容については違和感を覚えませんでした。温室効果ガス排出量について経済産業省が自治体の排出量カルテを令和7年3月に出しています。市の考え方案に「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」とありますが、この見直しがされたのが令和5年3月なので、状況が時々刻々と変わるというわりには、追従できていない印象です。市の考え方にこのデータを反映させるということではなく、今後の参考資料として確認されるとよいと思います。</p> |
| 事務局（課長） | <p>貴重な御意見ありがとうございます。計画の見直しの時期等に皆様の御意見を反映して、より良いものにしていきたいと思いますので、引き続き御意見いただければ幸いです。</p> |
| 議長 | <p>国がやっているのは按分で、実態とはまったく異なるデータであるということが、別の自治体の調査でも判明しています。どのように実態を把握するかというところは、すべての自治体の課題となっているところです。</p> <p>私の関わる中でひとつやっているのは、例えば、国が、法律に基づいて、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付けている事業所がいくつかあります。区域施策編をつくるときには、こういった個別に公表されているデータは必ずおさえるとよいと思います。お隣の市では、個別におさえている特定の施設の排出量と、国のマニュアルにしたがって按分して計算した排出量とを比べたら、一つの施設のほうが多かったなんてこともありました。まだ先の話でしょうが、計画を改定される際等には、こういった個別のデータをおさえられるとよいと思います。</p> |
| 古結委員 | <p>市役所の庁舎は太陽光発電をしていますか。</p> <p>意見の内容としては、行政活動は太陽光発電をしているときにするべきで、太陽が昇り発電が始まったら業務を始め、太陽が沈んで発電力が弱まってきたら閉じるようにする、と言っているように感じました。ですから、市としては、まず、市役所が太陽光発電をしているか否かを答えるべきだと思います。太陽光発電があるなら活用方法について述べればよいし、ないのであれば、ないということを書いてから、開庁時間短縮の目的を示せばよいと思います。太陽</p> |

| | |
|---------|--|
| | 光発電とは無関係ということなら、そこははっきり伝えたほうがよいと思います。 |
| 事務局（課長） | 市役所の庁舎には、事業者への屋根貸し事業として太陽光パネルを設置していますが、市が自ら発電した電気を庁舎で使用しているものではありません。 |
| 議長 | 最後のところに、環境性能も考慮した調達を検討・推進するとありますが、これは今はされていないということですか。 |
| 事務局（係長） | 現在はしておりません。 |
| 議長 | 愛知県内では、10年程前から、中部電力さんとCO2フリーの電力を契約している自治体もあります。10年前と言わず、数年前から同様の契約をしているところもあります。これは、いわゆる新電力と契約をしているケースもありますが、中部電力さんと契約している自治体も複数あります。ですので、この部分については、契約者として、市役所にはぜひがんばってほしいところです。 |
| 鏡山委員 | 名古屋市の学校では、夜間は電気を使わないので、その間電力の供給を止めるというような設備を取り入れているところもあったと思います。必ずしも常に流しておかなければならないものでもないもので、使わない間止めることができれば、金額も下がるし、色々な面でよいと思います。 |
| 古結委員 | 御意見の中では、市役所庁舎だけでなく、他の公共施設においても太陽光発電の割合を大きくすべきです、とあります。市内の公共施設で太陽光設備があるところがあれば、それはどういうところなのか、利用時間は今どのくらいで、これからどう変えようと思っているのか、等を具体的に示すのが直接的な回答になると思います。そして、太陽光発電が難しい場合には、記載のあるとおり再エネの検討を進めていくという形にするとよいと思いました。 |
| 山田委員 | 小学校は全校に太陽光発電や蓄電池が設置済みですか。屋根貸し事業でしょうか。 また、このことの担当課はどちらですか。 |

| | |
|---------|--|
| 事務局（課長） | 屋根貸し事業が多いです。契約は個々にしているのですが、学校教育課や教育政策課の担当になるかと思います。 |
| 議長 | 小中学校は全校的に屋根貸し事業をされているのですか。 |
| 事務局（課長） | 全校ではないですが、多くの小中学校で実施しています。 |
| 議長 | 屋根貸し事業であっても、子どもたちに対して、うちの学校にはなぜこういう施設があるのか等、知ってもらえるよい機会になるかもしれませんね。 |
| 事務局（課長） | 今このくらい発電している等の表示もあると思うので、ぜひ活用していただきたいと思います。 |
| 古結委員 | 例えば、太陽光発電設備があったとして、それだけでは夜間分が賄えないので蓄電池の設備をつけることを考えると、補助や助成をすることかということがあると、これに対する答えにもなるのかなと思います。 |
| 議長 | 次の議題で、尾張旭市がこれから何をがんばろうとしているかというお話が出てくると思いますので、いただいた意見に対する市の考え方として、特にこの部分の記述がよろしくないというところがあれば、御指摘いただければと思います。 |
| 古結委員 | 2つ目の御意見について、温室効果ガスの排出量は行政活動だけではなく、民間の事業活動や家庭の中でも減らすべきです。尾張旭市の温室効果ガス排出量のうち、家庭が占める割合、行政が占める割合、民間事業者が占める割合を示し、全体的な規模がわかるようにするとよいと思いました。 |
| 鏡山委員 | 先ほどお話したカルテの中に含まれてきます。 |
| 議長 | 第二次尾張旭市環境基本計画の冊子88ページを見ていただくと載っていますが、これは比例配分になりますので、実態ではありません。 |
| 古結委員 | 御意見としては、災害が引き起こされた原因として温室効果ガスの排出量があり、中でも行政活動における温室効果ガスについて特 |

| | |
|---------|--|
| | <p>筆されているように感じたので、全体のうち行政活動が占める割合を示すとよいと思いました。</p> <p>また、この御意見に対する市の考え方の案として、災害時の活用を期待して共用車にPHEV車を導入したことが挙げられていますが、内容的に少し結びつかないと感じました。「災害時の活用を期待して」というところが、御意見に対する回答とは合っていないと思います。単純に、温室効果ガスによって災害が誘発されることに対し、温室効果ガスの排出量を減らす取組を色々に行っている旨を示せばよいと思います。</p> |
| 議長 | <p>市の考え方のところに、市全体の温室効果ガス排出量に対する行政活動が占める割合について記載するのもよいですし、URL等を明記して、そういった情報が掲載されているページに飛べるように誘導するのもよいと思います。</p> |
| 事務局（課長） | <p>参考にさせていただきます。</p> |
| 古結委員 | <p>3つ目の御意見について、第三の資料を重視してという部分に対し、市としては過去の資料に縛られずに現状のデータ等を把握しながら進めていくとしているところは、よいと思いました。</p> |
| 議長 | <p>「過去の」という表現をなくし、資料やデータを把握して、としてもよいかもしれません。</p> |
| 事務局（係長） | <p>表現について検討いたします。</p> |
| 議長 | <p>最終的には市として事務局で判断されることですが、審議会が出た意見等を参考にいただき、可能であれば確認の意味で委員の皆さんに還元していただくとよいと思います。</p> <p>それでは、次の報告事項に移りたいと思います。報告事項の(2)「令和8年度の重点取組事項について」、事務局から説明願います。</p> |
| 事務局（担当） | <p>それでは、報告事項の(2)「令和8年度の重点取組事項について」、説明いたします。資料2を御覧ください。</p> |

この重点取組事項は、毎年当審議会へ報告しており、実施にあたってのアドバイス等をいただいているところです。ここでの「重点」とは、市が重点事業として位置づけている施策に加え、環境分野において継続的に実施している主な取組も含めて整理したものです。例年は、当年度（令和7年度）における実績と、次年度（令和8年度）に取組予定となっている事項について報告しておりますが、当年度の実績は次回の審議会でお諮りする予定の年次報告書の内容と重複しますので、今回は割愛しております。

本資料は、左側に体系を掲載し、右側には「施策分野」の区分ごとに、取組事項をまとめております。取組事項については、左側に「市が実施する取組」として、施設やシステムの改修、計画の策定等、市が主体となって実施する取組を掲載しております。そして右側には、「市民・事業者の行動を促進する取組」として、補助金の交付や助成、各種支援について等、市民・市民団体、事業者を主体とし、それぞれの行動を促進する取組を掲載しております。

それでは、令和8年度に新たに取組む予定の内容を中心に、いくつかピックアップして御説明いたします。

まず、施策分野の1「地球温暖化対策の推進」に関連する事業の「市が実施する取組」のうち、上から2つ目、「消防車両を更新し、災害対応体制の強化を図ります。」としております。救助活動等、災害対応を行う救助工作車をハイフル化することで、居住性・機能性・安全性を大きく向上させるとともに、照明をLEDとし、省電力化によって環境面や安全面にも配慮した車両の更新を行う予定です。

続いて、同じく「地球温暖化対策の推進」の、「市民・事業者の行動を促進する取組」として、「省エネエアコンの購入・買換えを支援します。」としております。本取組は、国が支援する物価高騰対策のひとつとして実施を予定するもので、エネルギー価格高騰の影響を受けている生活者に対し、省エネ性能の高いエアコンの購入・買換え費用の一部を補助することで、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、家庭からの温室効果ガス排出量を

削減することを目的としております。トップランナー制度の省エネ基準を満たす6万円以上のエアコンを、市内の事業者又は販売店から購入した場合に、一律3万円の補助金を交付する予定です。

次に、施策分野の2「資源循環の推進」に関連する事業として、「市が実施する取組」のうち、上から2つ目、「不用となった消防ホースから消防防災バッグを製作し、販売します。」としております。本取組は、アップサイクル事業の第二弾として行われる予定のものであります。アップサイクルとは、捨てられるはずのものに新しい価値を与え、より魅力的な製品として生まれ変わらせることをいいます。リサイクルやリユースとは性質がやや異なりますが、ごみを減らす方法のひとつとして、取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、同じく「資源循環の推進」の、「市民・事業者の行動を促進する取組」の1点目、「生ごみ処理機等購入補助金の交付によって、生ごみの減量を推進します。」としております。こちらは例年継続的に実施している取組ですが、市では、一層のごみ減量とリサイクルの促進を図るため、生ごみ処理機等の購入費を補助しており、令和8年度も引き続き取り組む予定です。参考となりますが、令和6年度においては、予算額40万円のうち、約28万円程を交付しました。令和7年度も予算額は同額で、2月末時点で約24万円程を交付しています。

ここで1点、修正をお願いいたします。只今説明いたしました下の段に「生ごみ堆肥化容器ガボッジ君」の制作講習会を実施します。」としておりますが、令和8年度は実施をしない予定でしたので、削除していただくようお願いいたします。

次に、施策分野の3「自然環境との共生」に関連する事業として、「農業振興地域整備計画を策定します。」としております。良好な農業振興を図るべき地域において、無秩序な土地利用を防止し、優良な農地の保全や管理を含めた農地の効率的な利用を図り、農業振興のための各種施策を計画的に推進することを目的として、計画の策定（見直し）を行ってまいります。本計画は、昭和49年度に

| | |
|---------|--|
| | <p>策定され、以降はおおよそ5年を目処に見直しが行われています。</p> <p>令和8年度は基礎資料と整備計画書の素案を作成し、令和9年度に整備計画書を策定する予定で、2か年において取り組む事業としております。</p> <p>以上が、簡単ですが令和8年度に取組予定となっている事項についての説明となります。</p> <p>これらの取組を進めることにより、環境基本計画に掲げる各種施策の推進へとつなげてまいりたいと考えておりますが、より効果的な内容とするため、委員の皆様の豊富な知識や御経験を踏まえ、是非アドバイス等をいただけると幸いです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま事務局から(2)「令和8年度の重点取組事項について」報告がありました。</p> <p>これらの事業を実施するにあたり、皆さんのこれまでの御経験や、お勤め先での実際の取り組み事項などを参考に、何かアドバイスなどがありましたら、是非とも御発言いただきたいと思っております。</p> <p>また、事務局の説明内容や、説明以外の事項で御質問等があれば、併せて御発言ください。</p> |
| 谷川委員 | <p>今の御説明は、参考資料にある「令和8年度予算 重点事業の概要」と連動しているものと考えてよろしいのでしょうか。</p> |
| 事務局（担当） | <p>すべてが連動しているわけではありませんが、資料2については、参考資料に加えて、継続的に実施している取組についても記載しております。</p> |
| 鏡山委員 | <p>合併処理浄化槽の設置について予算をつけられているということですが、尾張旭市では、単独浄化槽の場合、下水につながなければならないとしていますか。</p> |
| 事務局（課長） | <p>下水が通っているところでしたら、単独合併関係なく、3年以内に繋げていただきたいとお願いしているところです。</p> |
| 鏡山委員 | <p>法律上では、汲み取り式を想定しているのであって、浄化式のものには法定基準を満たせば繋がなくてもよいとされています。例えば</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>私が住んでいる地域で、共同住宅は設備投資にお金がかかるということで、繋がっていないところがあります。浄化槽法や下水道法等を見ましても、「必ず」繋がなくてはならないということはどこにも書いてありません。尾張旭市のホームページでも「お願いします」という表現を見ましたし、強制ではないということです。ただし、水質環境を改善するためには、繋いでほしいです。</p> <p>浄化槽愛知というところが出している令和3年度の資料を見ますと、尾張旭市では、単独浄化槽で法定定期検査を行っているのが2.8%しかありません。ではなぜ、法定なのにそれを推進していないのでしょうか。また、市のホームページには浄化槽法10条によって法定点検と保守点検をなささいということが書かれていますが、法定点検は11条です。</p> <p>例えば、新しいタイプの浄化槽を販売する業者が、下水に繋がなくてもよいとホームページに謳っていたりします。そのときに、水質保全是守られているので問題はないという書き方をされていることがあります。他の自治体を調べてみますと、汲み取り式（し尿浄化槽においても）繋いでくださいということを、ホームページで明言されています。尾張旭市はそれがありませんので、今後どうされていくのかわかりませんし、市民にうまく伝わっていないと思います。</p> <p>たしかに合併浄化槽の方は定期検査の比率が高く、37.8%とあります。単独よりも金額が高いので補助金を出すのはわかります。まだ整備が完了していない地域もあるので補助金は出さざるを得ないし、単独より合併を選んでほしいという背景は見えるのですが、下水へ繋ぐ方向へ向けるような策をとっていかないと難しいのではないのでしょうか。</p> |
| 議長 | 資料にあります合併処理浄化槽設置整備事業の補助金について説明していただいてもよろしいですか。 |
| 事務局（課長） | こちらの補助金については、下水の通っている地域は対象外であり、まだ下水がきていない地域に限定した補助となっています。 |

| | |
|---------|--|
| 鏡山委員 | <p>こちらの補助金の意図はわかります。では、既設の単独浄化槽をどうするかというところです。</p> <p>ユーザーだった立場としますと、実際、法定点検をどのようにしたらよいか仕組みがわからないという状況がありました。</p> <p>単独浄化槽を下水につないでいく方策や、ホームページの書き方等も見直していかれるとよいと思います。</p> |
| 議長 | <p>自治体によっては、下水道の整備区域内であっても、浄化槽から下水道への接続に対し、接続率を高めるため、期間限定で補助金を出しているところもあります。こういったことも今後の方策の一つとしてあり得ると思いますので、所管課に展開していただくとよいかもしれません。</p> |
| 鏡山委員 | <p>尾張旭市は、補助はありませんでしたが、接続の際は無利子無担保でできるようです。下水に繋いでいないところは、季節によってはやはりにおいが出てくることがありますので、御検討されるとよいと思います。</p> |
| 半田委員 | <p>消防署で消防ホースをバッグにアップサイクルされるということですが、これまでも制服をお守りにアップサイクルし、販売するという事業があったと思います。そちらは継続されるのですか。</p> |
| 事務局（担当） | <p>そちらは令和7年度にイベントでの配布分は完売したようです。今回は新たに、第二弾の取組として実施する予定です。</p> |
| 山田委員 | <p>今年は市民祭や色々のイベントが集約されて、森林公園で一つのイベントとして実施される予定だと思いますが、例えば環境面にも配慮してそうしたということであれば、ここでアピールするのもよいと思います。一つのイベントとして森林公園で開催したからこんなよい効果がありましたということを示されれば、移転に対する理解も少しは深められると思います。</p> |
| 古結委員 | <p>令和8年度の予算は成立していますか。</p> |
| 事務局（課長） | <p>まだ成立しておりません。今ちょうど議会をやっておりまして、終わってからの成立となります。</p> |

| | |
|---------|---|
| 鏡山委員 | <p>温暖化のところの「小中学校及び給食センターの施設改修等に着手します。」とありますが、既に終わっている学校が2校ありますので、それは明記しておいたほうがよいと思います。東栄小と旭中は単独でやられていることが、教育委員会の11月定例議会の議事録に出ていました。あと残り何校なのか書いておくとわかりやすいと思います。</p> |
| 議長 | <p>参考資料のLED化のところは物価高騰対策、先ほどの小中学校の改修は施設等長寿命化とありますが、これは交付金の名前と考えてよいですか。</p> |
| 事務局（担当） | <p>物価高騰対策とあるところは、国からの補助金を受けてのものになります。</p> |
| 議長 | <p>LED化の部分は、取組としてはかなり遅いです。4・5年前であれば、LEDはとても値引きしていました。それはまだ義務化がはっきりしていなかったからです。義務化が決まったら、LED業界は値引きをしなくなりましたので、今からLEDにしようと思うと、とても高くなります。環境省の事業の中に脱炭素加速化重点交付金等がありますが、4・5年前にこの交付金を使ってLED化した自治体は、数億円かけて、その時点ですべてLED化が完了しています。当時はLEDもまだ安く、おまけに国の交付金でやれましたが、今となっては遅いです。ですから、国の交付金については、先手先手でされると結果的には得をするので、ぜひともがんばっていただきたい部分だと思います。</p> |
| 鏡山委員 | <p>蛍光灯の照明は2028年1月1日以降は不可ですが、先ほどの小中学校の改修は今回だとまだ設計をするという段階ですので、実際の施工はその翌年度になると思います。かなりギリギリであるということが議事録からも伝わってきました。行政は色々大変だと思いますけれども、やはり遅いということが、この部分からも感じられました。</p> |
| 議長 | <p>市役所の色々な課が建築物をつくったり改修したりするときに、環境課に事前に相談がくるものですか。</p> |

| | |
|---------|--|
| 事務局（係長） | きておりません。 |
| 議長 | <p>環境課が孤軍奮闘してもなかなか進まないと思いますが、国として、建物を改修するときにLEDや省エネにするのはもうマストなので、環境課に事前に相談するようにし、環境課はそれに対して交付金やアドバイス等を行うというような体制が整うと、すごく早く進むと思います。こちらもぜひともがんばっていただきたいところです。</p> |
| 鏡山委員 | <p>役所のLED化を令和7年度にやられている中で、入札資料について気になる点がありました。取り外した蛍光灯は業者が責任をもって廃棄しなさいということが書かれていましたが、廃棄物法の中では、利用者が廃棄する責任を負うとあります。業者に処分を丸投げするのは、法律的にどうなのか少し疑問です。建築法では、解体したものの端材は業者が処分するとありますが、蛍光灯はどうなのかという部分がやはり疑問です。例えばパソコンを廃棄するとき、入札がされる場合は、発注の内容ごとに扱いが変わってきます。そうすると、廃棄の手順はどうなるのか、環境課としてもある程度関わっていく必要があると思います。</p> <p>パソコンの廃棄でいうと、役所は業者に対し、市の入札指定業者の中から廃棄先を選定するように指示し、廃棄契約を結びます。そして、お金の支払いは三者間の覚書をしたうえで、パソコンを廃棄します。そうすれば、役所は廃棄したもののマニフェストを手に入れることができ、仮に廃棄物が違法に処理されていたとしても、市はマニフェストに基づいた対応をとっているとして、責任を果たすことができます。</p> <p>入札時における廃棄物の扱いも注意して見ていく必要があると思います。</p> |
| 古結委員 | 今説明いただいた資料は公表するのですか。 |
| 議長 | 公表はせずに、市として予定している事業があるので、取り組む |

| | |
|---------|--|
| | <p>うえで注意したほうがよい点やアドバイス等があれば自由にお出しくださいということです。</p> <p>生ごみ処理機のチラシがありますが、左端の生ごみ処理機は堆肥化、乾燥化だけではなく、分解するものも含まれているという理解でよろしいですか。</p> |
| 事務局（担当） | <p>分解するものも含まれます。</p> |
| 議長 | <p>堆肥化は限界があるので、分解型もやっていただけたらよいと思います。</p> <p>右端の密閉型の容器のところは、「EMぼかし菌（生ごみ発酵剤）」とありますが、逆のほうがよいと思います。EMぼかし菌はたしかに発酵剤ではありますけれども、登録商標なので、「生ごみ発酵剤（EMぼかし菌等）」とするほうが適切かと思います。</p> |
| 事務局（課長） | <p>対応いたします。</p> |
| 古結委員 | <p>今議論しても、令和8年度の取組には間に合わないのではないかと思います。</p> |
| 事務局（課長） | <p>皆さまには長期的な目で見えていただいて、御意見や御助言は、その先につなげていければと考えております。</p> |
| 議長 | <p>行政の流れからいうと、夏前くらいに企画との間で来年度の取組についてやり取りがあって、10月から11月頃にもう少し具体的なお金の話を財政とやったりしますので、そのどちらかのタイミングで審議会ができたらすごくよいと思います。</p> <p>おもちゃ病院もよい取組ですね。</p> |
| 事務局（課長） | <p>おかげさまで好評いただいております。</p> |
| 議長 | <p>皆様の御意見ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの御意見や御助言を踏まえ、鋭意取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>報告事項は以上ですが、事務局から何かございますか。</p> |

| | |
|---------|--|
| 事務局（課長） | <p>ございません。</p> |
| 議長 | <p>それでは、「2 報告事項」を終了し、「3 その他」に移ります。事務局から何かございますか。</p> |
| 事務局（課長） | <p>委員の皆様には、長時間にわたり貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。最後に、次回以降の審議会について説明させていただきます。</p> <p>次回の審議会は、例年より少し時期を早めた10月頃に開催する予定です。</p> <p>なお、当審議会は任期を2年間としており、改選時期が10月1日となるため、御所属の御異動や、各団体様の御推薦等により、このメンバーでお集まりいただくのは本日が最後になるかもしれません。改めまして、皆様には、この2年間ありがとうございました。</p> <p>次回会議の詳細な日程等につきましては、改めて御案内させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>次回の審議会は、少し間があいて10月頃に開催されるとのことです。委員の改選があるということですので、改めて委員を委嘱されるかたにおかれましては、お忙しい中とは思いますが、引き続き御協力くださるようお願いいたします。また、委員としてに限らず、今後の市政の発展のため、皆さんには引き続き御助力いただければと思いますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和7年度第2回尾張旭市環境審議会を閉会といたします。皆さん長時間にわたり大変お疲れ様でした。</p> |